

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則別紙様式第3号等の貸借対照表の記載上の注意1(3)について (他の様式についても同様)	<p>「ただし、前事業年度に係る財務諸表を表示しない場合は、前事業年度に係る事項については記載を要しない。」という記載は、業務報告書等に財務諸表を2期分掲載するのが基本のように読めるため、作成者に誤解を生じさせる可能性が高く、修正すべきである。</p> <p>また、別紙様式第3号等においては、当事業年度に係る財務諸表のみを表示するため、会計方針の変更等に関する事項の注記について、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの「規定に準じて記載する」とされているところ、会社計算規則第102条の2から第102条の5までに規定されている注記を記載することで足りることを確認したい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該記載を「ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。」と修正致します。(他の様式についても同様)</p> <p>当事業年度に係る財務諸表のみを表示する場合には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」という。)において記載することとされている前事業年度に係る事項については、当初案より記載を要しないこととしております。</p> <p>更に、銀行法施行規則別紙様式第3号等においては、1株当たり情報について、会社計算規則に準じた取扱を求めていることから、財務諸表等規則において記載することとされている会計方針の変更等に関する事項の注記のうち1株当たり情報に対する影響額については、会社計算規則に準じて、記載を要しないことと致します。</p> <p>については、別紙様式第3号等における会計方針の変更等に関する注記の内容は、会社計算規則第102条の2から第102条の5までに規定されている注記に加えて、財務諸表等規則第8条の3の3の「未適用の会計基準等に関する注記」を記載することで要件を満たすと考えられます。</p> <p>なお、銀行法第21条及び第52条の29の規定による業務及び財産の状況に関する説明書類においては、前事業年度に係る財務諸表を表示するため、財務諸表等規則第8条の3から第8条の3の7までの規定のとおり注記することとさせていただきます。</p>